

特集

個人情報取得する場合の注意点



その1 個人情報取得するときは、利用目的を本人に伝える

【利用目的をあらかじめ明確にしておく】

どのような利用目的で個人情報を取得するのか、また、そのためにはどのような個人情報が必要なのかをできる限り具体的に明らかにし、本人にきちんと説明できるようにしておきます。

【取得する際は、利用目的を本人に伝える、またはあらかじめ公表する】

直接本人から書面で個人情報を取得する場合は、書面の余白等に個人情報の利用目的を記載しておく必要があります。

〔記載例〕「ご提供いただいた個人情報は、会員名簿及び会員マップの作成、会費の請求・管理、回覧その他文書の送付、会員の親睦活動、防災・防犯の活動、災害等の緊急時における支援活動などやこれらに付随する活動を行う目的の範囲内で利用させていただきます。また、法令に定めがある場合（警察からの捜査に必要な照会、税務職員の質問検査への対応等）などを除いて、事前に同意をいただくことなく、利用目的以外に使用または外部提供いたしません。」

また、利用目的をあらかじめ公表する手段として、個人情報の利用目的などをまとめた「個人情報取扱基準」を作成し、年1回程度、総会資料等で会員に周知することをお勧めします。

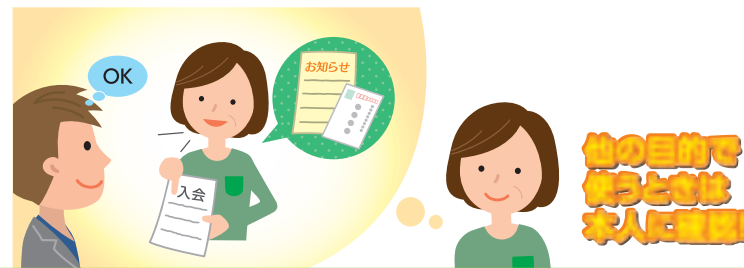


その2 個人情報を利用するときは、利用目的以外に使用しない

【利用目的の範囲内で使用する】

取得した個人情報は、あらかじめ決めた利用目的の範囲内で使用します。

もし、利用目的以外に利用する場合は、あらためて本人の同意を得る必要があります。



その3 個人情報を第三者に提供するときは、本人の同意を得る

【提供する前に、あらかじめ本人の同意を得る】

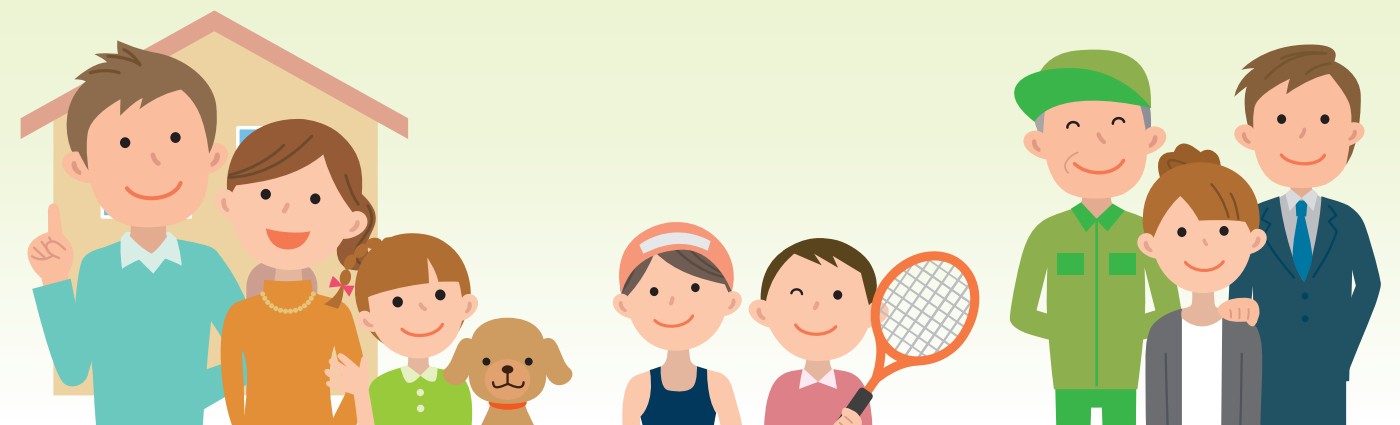
個人情報を第三者に提供するときは、あらかじめ本人の同意が必要です。法令に基づく場合（警察からの捜査に必要な照会など）や、生命・身体、財産の保護に必要で、本人の同意を得ることが困難な場合は、例外的に提供できます。

また、第三者に提供した場合は、提供した日や提供先などを記録しておく必要があります。



特集

自治会・市民活動団体等の皆さんへ 知っておきたい 個人情報を守るためのポイント ～個人情報保護法が改正されました～



個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいいます。

氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会やNPO団体等における役職等も、氏名とひもづけて管理している場合には個人情報になります。

個人情報保護法とは

個人情報保護法とは、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、自治会や市民活動団体・民間事業者等における個人情報の取得・利用・保管などといった取り扱いに関するルールを定めた法律です。

個人情報とは

個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に全面施行されました。

これまでは、5000人分を超える個人情報を取り扱う事業者が法の対象とされていましたが、改正後は、取り扱う個人情報の数量に関わらず個人情報を取り扱うすべての団体に適用されます。

この個人情報取扱事業者には会社などの法人

個人情報保護法の義務規定を守らなければならない「個人情報取扱事業者」とは、個人情報をデータベース化（電子データ）だけでなく、一定の規則で整理された紙媒体も含む）して事業に利用している団体のことです。

営利・非営利を問わないこととされているので、企業や個人事業主に限定されず、NPOや自治会等の非営利組織も個人情報取扱事業者にあたります。

そして、個人情報取扱事業者は、次に掲げる「個人情報取得する場合の注意点」に沿って、適切に個人情報を取り扱うことが必要となります。

個人情報取扱事業者には非営利組織も含まれます

た法律です。



個人情報というと、名前や住所・電話番号などを思い浮かべる方も多いと思います。顔写真や、車のナンバーなども、名前等との組み合わせにより、個人を特定し得る情報になります。

会員名簿等の管理をもう一度確認してください

だけではなく、自治会や市民活動団体などの非営利組織も含まれます。今後、自治会、PTA、子供会等で個人情報を名簿やパソコンで管理し利用する場合には、改正法のルールに沿った個人情報の取り扱いが求められます。

個人情報を適切に管理し活用するためのポイントを、主に情報を取得する側の視点から紹介します。

特集

知っておきたい 個人情報を守るためのポイント



Q

こんな場合は どうしたらいいの？



A

個人情報を第三者に提供するときなどに必要な本人の同意は、書面でとる必要がありますか？

後々のトラブルを防ぐために書面で同意を得ることが推奨されますが、口頭でも可能です。名簿を会員に配布することも、第三者提供にあたります。この場合、各世帯に配布することを明示してあれば、本人から情報提供を受けたことをもって、本人の同意を得たものと考えられます。

すでに配布した会員名簿はどのように取り扱えばよいですか？

団体の中で明確にした「利用目的」の範囲内で取り扱うのであれば、特に何か行う必要はありませんが、盗難・紛失等のないよう、適切に管理するようにしましょう。

新たに会員名簿を作成・配布する場合、変更点のない会員は、以前取得した情報をそのまま利用することになりますが、その場合どのように取り扱えばよいですか？

以前に会員名簿を作成した際、その会員に対して、「利用目的」を伝えているのであれば、改めて何かを行う必要はありません。

自治会の広報紙に名前や写真を載せることは問題ありませんか？

イベントなどで写真を撮る場合には、事前にその旨を周知するとともに、カメラマンは腕章を付けるなど、撮影を行っていることが分かるようにしましょう。

アパートなどに自治会未加入の世帯がいる場合、加入の勧誘や世帯の把握のため、大家さんに名前などを聞くことはできるのでしょうか？

大家さんから入居者情報をもらう場合は、大家さんが、入居者から自治会に情報提供してもよいという同意を得ている必要があります。

行事の参加案内などを班で回覧するとき、申込一覧表に名前を記入してもらうことは問題ありませんか？

他人に見られることを承知で記載していると思われるので、問題はありません。ただし、他人に知られたくないと思われる案件の場合は、申込書を個別に提出してもらうなど、回覧方法を工夫しましょう。

市役所内担当窓口

個人情報の取り扱いについて
総務課（本庁舎 2 階） ☎ 9 6 3 - 9 1 3 6

市民活動団体について
市民活動支援課（第二庁舎 2 階） ☎ 9 6 3 - 9 1 5 3

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土曜・日曜日、祝日および年末年始を除く）

相談窓口

個人情報保護法に関する疑問点がある場合は、ご相談ください。

個人情報保護委員会 個人情報保護法相談ダイヤル
☎ 0 3 - 6 4 5 7 - 9 8 4 9

受付時間：午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
（土曜・日曜日、祝日および年末年始を除く）

個人情報保護委員会 検索



その4

取得した個人情報の漏えい防止のために、安全に管理する

【盗難、紛失等がないようにする】

個人情報をパソコンで管理する場合は、電子ファイルにパスワードを設定したり、ウイルス対策ソフトを入れたりします。名簿等にまとめた場合は、名簿を施錠できるところで保管します。

◆取得した個人情報を、自己もしくは第三者の不正に利益を得る目的で提供、または盗用したときなど、故意による不正行為は罰則の対象となります



パソコンがウイルスに感染し、情報が漏出した！

予防策
個人情報のファイルにパスワードを設定する



無くしてしまった

予防策
個人情報は原則持ち出さない



その5

個人情報の取り扱いに関する苦情等に対応する

【苦情には適切かつ迅速に対応する】

苦情の受付窓口や処理手順などを、あらかじめ整備しておく必要があります。

【個人情報の訂正等の申出に適切に対応する】

個人情報に誤りがあるとして、本人から訂正を求められた場合は、必要な調査を行い、訂正等を行うなど適切に対応します。



OXさん
名前間違ってるよ
はい、すぐに訂正いたします！

個人情報を提供する場合の注意点

【不要になった会員名簿等は適切に処理する】

不要になった古い会員名簿等は、他に利用されないように確実に廃棄します。名簿の配布を受けた会員は、盗難や紛失に注意し、転売することのないようにしてください。





必要な個人情報の提供を控えるなど過剰反応しない

昨今、氏名や住所などの情報を一切提供しないなど、個人情報保護を意識するからこそ「過剰反応」が生じています。例えば自治会では、高齢者の見守りや災害時の住民相互の助け合いなどの活動を行っています。必要な個人情報がなければ共助による地域づくりができないといったことがあります。必要な個人情報はルールに従って利活用を図り、本来の目的が達成できる環境づくりが大切です。